

## 生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進について

我が国の景気は全体として緩やかな回復を続けていると言われているものの、生活保護受給者数は、平成7年以降依然として増加傾向にあり、高齢者や母子世帯等だけでなく失業等により生活保護に至る世帯の割合も大きく増加している。また、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となり、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。

このような背景を受け、平成26年1月には、子どもの貧困対策に関する基本理念等をまとめた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成27年4月には、生活困窮者に対する具体的な取組・事業を規定した「生活困窮者自立支援法」が施行されたところである。

現在、地方自治体では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談事業である自立相談支援の取組をはじめ、就労準備支援、子どもの学習支援などの様々な自立支援施策を、地域の実情に合わせて、かつ、創意工夫を重ねながら展開している。また、我が国の将来を支える子どもたちの貧困対策にも、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが必要である。

一方で、生活困窮者自立支援制度や改正生活保護制度においては、自立支援施策に関する国の負担（補助）率が規定されるとともに、地方自治体の人口規模等に応じて国の財源措置の上限（基準額）が設定されている。

この上限設定は、各自治体の取組の実情を十分に反映したものとは言えず、自立相談支援や子どもの学習支援など、各種の自立支援施策に積極的に取り組む自治体ほど、基準額との乖離が大きくなり、財政的な負担が重くのしかかる構造となっている。

特に学習支援については、国をあげて子どもの貧困対策に力を入れている中で、上限（基準額）を設定することは、政策の方向性に逆行しており、子どもたちの未来に向けたチャンスを奪うことにつながりかねない。

これらの状況から、各自治体における、生活困窮者や生活保護受給者、更にはその子どもたちなど、支援を必要とする方々が等しくサービスを受けられるよう、安定的に各自治体の施策を推進するため、以下の事項について提言する。

- 1 生活困窮者や生活保護受給者への自立支援施策を、各自治体の取組の実情に応じ、今後更に重層的かつ安定的に実施できるよう、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃すること。
- 2 施行後3年を目途に行われる生活困窮者自立支援制度の総合的な検討を見据え、「貧困の連鎖」の防止に向けて大変有効な施策となる「子どもの学習支援」に関する法定補助率の引上げなど、国による必要かつ十分な財政支援が実現されるよう、所要の措置を盛り込むこと。

平成27年11月16日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

九都県市首脳会議

座長 千葉県知事	森田 健作
埼玉県知事	上田 清司
東京都知事	舛添 要一
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	福田 紀彦
千葉市 長	熊谷 俊人
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	加山 俊夫